地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業(令和2年度)

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増 収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。 令和2年度においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

· 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

64,127千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 705,293千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

【正五水平・柱真でツ世正五水平地水で女)の柱真】 (十四・十二)				
事 業 名	事業費	財源内訳		一般財源の
		特定財源	一般財源	うち交付金
国民健康保険事業	61, 927	32, 004	29, 923	64, 127
介護保険事業	183, 431	17, 211	166, 220	
後期高齢者医療保険事業	54, 580	41, 022	13, 558	
障害者相談支援事業	7, 183	0	7, 183	
重度心身障害児(者)医療事業	17, 904	13, 367	4, 537	
障害者自立支援事業	133, 878	107, 827	26, 051	
中山間地域介護サービス事業	5, 819	4, 400	1, 419	
訪問入浴介護事業	2, 885	0	2, 885	
私立保育所運営事業	208, 798	146, 643	62, 155	
予防接種事業	14, 078	1, 050	13, 028	
総合健診事業	11, 548	967	10, 581	
母子保健事業	3, 262	362	2,900	
合 計	705, 293	364, 853	340, 440	64, 127